

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 株式会社アドヴィックス 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒448-8688 日本国愛知県刈谷市昭和町2丁目1番地		発送日 (日.月.年) 08.01.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 2017-0115W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/036504	国際出願日 (日.月.年) 28.09.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F16D65/22(2006.01)i, B60T13/74(2006.01)i, F16D121/24(2012.01)n, F16D125/40(2012.01)n, F16D125/48(2012.01)n, F16D127/04(2012.01)n			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社アドヴィックス			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 21.12.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 竹村 秀康 電話番号 03-3581-1101 内線 3367	3W	3524

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	2-9	有
	請求項	1	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2017-171299 A (株式会社アドヴィックス) 2017.09.28, 段落 [0023], [0052] - [0059], 第10図 (ファミリーなし)

文献2: JP 2012-165570 A (シナノケンシ株式会社) 2012.08.30, 段落 [0027]-[0028], 第1図 (ファミリーなし)

文献3: JP 2013-112070 A (本田技研工業株式会社) 2013.06.10, 段落 [0023]-[0034], 第1-3図 (ファミリーなし)

文献4: WO 2017/153964 A1 (FRENI BREMBO S. P. A.) 2017.09.14, 段落 [0045] - [0088], 第1-7図 (ファミリーなし)

文献5: JP 2001-234958 A (アスモ株式会社) 2001.08.31, 段落 [0031] - [0043], 第1-2図 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1と文献2とにより、進歩性を有しない。請求項1に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、両者は以下の点で相違し、残余の点で一致する。

請求項1に係る発明では、第一ネジ部が金属材料で構成されているのに対し、文献1に記載された発明では、第一ネジ部に相当する雌ねじ部145aの材質が明示されていない点 (以下、「相違点1」という)。

請求項1に係る発明では、「ハウジングは、金属材料によって構成され、バックプレートに固定され、直動部材の直動方向に回転部材を支持した金属部と、合成樹脂材料によって構成され、モータケーシングを支持し、ハウジングのうち金属部のみを介して前記バックプレートに支持された樹脂部と、を有し」ているのに対し、文献1に記載された発明では、ハウジングの材質が明細されていない点 (以下、「相違点2」という)。

上記相違点1について検討する。第一ネジ部に相当する雌ねじ部145aは、パーキング用ケーブルを牽引するためのもので、直動反力を受けるものであることから高い剛性が必要であると認められる。してみれば、高剛性を得るために雌ねじ部145aを金属材料で構成することは、当業者が適宜決定しうる設計的事項である。

上記相違点2について検討する。文献2には、モータ本体92と、金属部となる筐体91との間に、モータ用防振部材10を配置した構成が示されている。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

してみれば、文献 1 に記載された発明に、上記設計的事項、及び、文献 2 に記載された構成を組み合わせ請求項 1 に係る発明のようにしたことに格別の困難性は認められない。

請求項 2 に係る発明は、「樹脂部は、モータケーシングを収容しモータケーシングを支持した第一樹脂部材と、第一樹脂部材と結合された第二樹脂部材と、を有し、金属部は、第二樹脂部材を介して第一樹脂部材を支持した」構成を備えている。そして該構成は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも示されておらず、また、該構成は自明であるとも認められない。

請求項 3-7 に係る発明は、「樹脂部は、金属部に支持されたベース部と、シャフトにおける第一ギヤと反対側の端部に対向した蓋部と、ベース部と蓋部との間に設けられベース部と蓋部とに連続した脆弱部と、を有した」構成を備えている。そして該構成は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも示されておらず、また、該構成は自明であるとも認められない。

請求項 8-9 に係る発明は、「金属部には、直動部材の軸方向に互いに間隔を空けて位置されるとともに、それぞれが環状に構成された凹凸形状の複数の凹凸形状部と、隣り合う二つの凹凸形状部間に設けられ、二つの凹凸形状部を隔離した隔離部と、が設けられ、樹脂部は、凹凸形状部および隔離部と接触した状態で、凹凸形状部および隔離部を囲んだ」構成を備えている。そして該構成は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも示されておらず、また、該構成は自明であるとも認められない。